熊本市震災復興検討委員会傍聴要領

（趣旨）

第１条　この要領は、熊本市震災復興検討委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第２条　会議を傍聴しようとする者は、会議当日、会議の開会までに事務局に申し出、傍聴券（別紙様式）の交付を受けなければならない。

（傍聴の制限）

第３条　次の各号のいずれかに該当する者は、会議の傍聴をすることができない。

(1)　凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品、又は、看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者

(2)　酒気を帯びていると認められる者

(3)　その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者

第４条　熊本市震災復興検討委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

２　会議を傍聴しようとする者が前項の規定に基づき定める数を上回る場合は、抽選により傍聴人を決定する。

（傍聴人の守るべき事項）

第５条　傍聴人は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2)　会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。

(3)　委員長の許可なく撮影又は録音をしないこと。

(4)　飲食又は喫煙をしないこと。

(5)　委員長の指示に反する行為をしないこと。

(6)　その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（傍聴人に対する退場措置）

第６条　傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げる恐れがあるときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは退場を命ずることができる。

２　傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

（別紙様式）

年　　月　　日

傍聴券

No.＿＿＿＿＿＿＿＿

※本傍聴券は、当日に限り有効です。
※再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

【熊本市震災復興検討委員会】